

平成30年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月9日(金) 午前9時30分から10時10分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
10番 鈴木 幸雄 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 森田 英里子 君
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	
4. 欠席委員 (2人)

9番 佐々木 喜克 君	11番 三浦 弘文 君
-------------	-------------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告第 4号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について
 - 第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 議案第15号 平成30年度五戸町農作業標準賃金の設定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君
7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成30年第3回総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。
本日の総会の議事日程はお手元に配付してありますとおり、報告第3号・第4号の2件及び議案第13号から第15号までの3件です。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、9番佐々木喜克委員及び11番三浦弘文委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。
五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、7番 中里 光明 委員 及び
13番 鳥谷部 甚一郎 委員
をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

14番（北村） 22日に農業経営研修会とありますけれども、これは内容はどういうふうなものだったのでしょうか。

議 長（岩井） ただ今の質問については、あとで、担当者が来てからという

ことでよろしいでしょうか。

14番（北村） はい。

議長（岩井） その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 農地の所在は、五戸町字上根前●●番地の田んぼ、面積は●●平方メートル、賃貸人・賃借人はご覧のとおりです。この農地は、議案第13号、3条の2番で所有権が動くため、合意解約に上がってきています。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第4号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の2ページをご覧ください。報告第4号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」でございます。
3ページをご覧ください。

五戸町賃借料情報。平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりとなっています。

水田の基盤整備ですけれども、五戸町全域、平均額が 7,100 円、最高額が 10,000 円、最低額が 4,000 円、筆数が 121 筆。水田ですけれども、五戸町全域で、平均額が 7,500 円、最高額が 10,000 円、最低額が 6,000 円、筆数が 10 筆。普通畑ですけれども、五戸町全域で、平均額が 12,600 円、最高額が 15,000 円、最低額が 4,000 円、筆数が 109 筆となっております。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第 4 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

議長（岩井） ここで、事務局の黒沢さんが来たので、先ほど北村さんから質問があった件について説明をしていただきます。2 月 22 日の農業経営研修会について、どういう内容だったか若干説明をお願いしますということです。

事務局（黒沢） 2 月 22 日の農業経営研修会についてですけれども、これは町の認定農業者連絡協議会が主催して行われた研修会で、研修内容として、集落営農と法人化及びネットワークの活用についてと、もう一つは、GAP の導入についてということで、●●銀行の本店営業部の方を講師として行われました。一つめの法人化及びネットワークの活用ということで、法人化のやり方又はネットワークということで、新しい販売先やお客さんを探している方は●●銀行に相談すれば、●●銀行の支店等が取引しているお客さんを紹介することができるということです。で、二つめの GAP の導入についてということで、●●銀行の講師の方は GAP の指導員の資格を取っているということで、今現在の GAP についての状況とか、導入について、又は現在どのようにになっているか、GAP の基礎とかそういう風な講演内容でした。以上です。

14番（北村） それは●●銀行だけですか。よその銀行なんかはやっていないんですか。今、講師は●●銀行ということだったけれども、よその銀行でもこういう事業をやっているのかな。

事務局（黒沢） その辺までは分かりませんが。

議長（岩井） 北村さん、よろしいですか。

14番（北村） はい。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月担当調査委員は
2番 大沢トモ子 委員
17番 鳥谷部孝雄 委員です。
調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） それでは、日程第4の議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の4ページ議案第13号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案3件です。すべて贈与による所有権移転に関する申請です。

1番から3番まで、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定及び新規就農を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、大沢トモ子委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

大沢トモ子調査委員 座ったままで失礼いたします。農地法第3条の許可申請

に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の 4 ページ議案第 13 号と参考資料の 3 ページをご覧ください。3 月 2 日に、岩井会長と鳥谷部孝雄委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、新規就農する譲受人が、父親から農地の贈与を受けるものです。譲受人は、ミニトマトとハウレン草を作付けする計画です。

2 番は、譲渡人が高齢となり、自分では管理することができなくなったため、親戚である譲受人に贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けする予定です。

3 番の農地は、譲受人の自宅に隣接しており、耕作に便利であることから、親戚である譲渡人と協議の上、贈与を受けることになったものです。譲受人は、自家用野菜を栽培するそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

議 長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

また、調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

（調査委員指定席に戻る）

議 長（岩井） 次に、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第 14 号の 1 番については、●●委員に関する事案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願い

します。

(●●委員退席)

議 長(岩井) 議案第 14 号の 1 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の 5 ページ議案第 14 号の 1 番をご覧ください。

農地の所在は大字倉石又重字下上平の畑が 1 筆、字長久保の田が 2 筆、字前田の田が 3 筆、合計 6 筆で面積は●●平方メートル、新規の設定で 5 年間の使用貸借となります。借受者は、認定新規就農者を申請予定となっております。以上です。

議 長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井) よろしいでしょうか。それでは採決します。議案第 14 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 14 号の 1 番は原案のとおり決定しました。

ここで、●●委員を入室させてください。

(●●委員入室・着席)

議 長(岩井) 引き続き、議案第 14 号について事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の 5 ページ議案第 14 号をご覧ください。

五戸町長より平成 30 年 2 月 26 日付け五農林第 467 号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 12 件で、合計面積は 119,721 平方メートルです。

今月は、12 件のうち新規の設定は 9 件、面積は 93,103 平方メートル、再設定は 3 件、面積は 26,618 平方メートルとなっております。1

番につきましては先ほどご説明いたしましたので、2番からご説明いたします。

2番の所在は大字手倉橋字鉢森の田が2筆で、面積は●●平方メートル、5年間の使用貸借となっています。

3-1、3-2番は、同じ借受人となります。所在は大字倉石石沢字石沢後の田が6筆、八景の田が2筆で、3-1、3-2の合計面積は●●平方メートルです。こちらは10年間の賃貸借で、賃借料は10アール当たり●●円となっております。

4番の所在は大字上市川字中里山の畑が2筆、面積は2筆で●●平方メートル。こちらは10年間の使用貸借となっております。

5番から7番については再設定となります。

5番の所在は大字切谷内字大畑が1筆、菖蒲川上谷地が1筆、字下平谷地が1筆、字粒ヶ谷地下谷地が2筆の5筆になり、地目はすべて田で面積は●●平方メートル。こちらは5年間の使用貸借となります。

6番の所在は大字扇田字石渡の田と畑が1筆ずつで、2筆の合計●●平方メートル。こちらは5年間の賃貸借となります。賃借料は年間総額で●●円となります。

7番の所在は大字上市川字堺谷地の田が3筆、字中山前の田が3筆、合計6筆で面積は●●平方メートル。7番については6年間の賃貸借で、賃借料は10アール当たり●●円となっています。

8-1から8-4番までについては、中間管理機構への貸出しとなります。

8-1番の所在は字太平楽の田が2筆、面積は●●平方メートル。こちらは10年間の賃貸借になり、賃借料は10アール当たり●●円となっております。

8-2の所在は大字切谷内字菖蒲川上谷地の田が2筆、こちらは5年間の賃貸借で、賃借料は1年で●●円となっています。

8-3、8-4の所在は大字大字倉石石沢字山辺沢の畑となります。8-3については5年間の賃貸借で、賃借料は1年で●●円。8-4については10年間の賃貸借で、賃借料は年に●●円となっております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） 中間管理機構の貸付期間、5年とか10年とかあるんですけれ

ども、仮に、契約当初10年で契約していて、途中で5年に切り替えることは簡単にできるんですか。

事務局（黒沢） 契約変更は可能だと思います。

8 番（竹原） はい。分かりました

議 長（岩井） そのほか、質疑ありませんか。

（質疑なし）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第15号「平成30年度五戸町農作業標準賃金の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の10ページ議案第15号をご覧ください。

「平成30年度五戸町農作業標準賃金の設定について」でございます。2月28日に五戸町と新郷村の農業委員会で平成30年度の五戸地区農作業標準賃金改定事務の打合せ会議を行い、最低賃金が平成29年10月6日から738円となり、昨年より22円引き上げになったことから、8時間当たりの賃金を5,800円から6,000円に改定するものです。その他の農作業賃金は据え置きとしております。11ページが一覧表となっております。以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番（豊川） 長芋掘りに機械で掘る場合の料金が載っていないんだけど。センター掘り。人手は載っているんだけど。機械で掘ってもらう人も多いが、どういう訳で載せていないのか。

事務局（赤坂） 新郷村との協議でいつも五戸地区の作業料金を決めているんですけども、これまでこういう意見はございませんでした。人夫として頼むのであれば8時間当たり6,000円ですということで、さらに機械も持ってきてということであれば、その辺も考慮してこれにプラスして支払っていただくことになるかと思えます。

19番（中川原） 今、様々な意見が出ているようですが、時代も変わって、掘り取りのトレンチャーとか消毒の借り上げ等も結構普及してきていると思います。だから、見直しも考えて、新郷さんと協議するときは、50パーセント以上普及している、作業がそういう形態をなしているということであればこの標準賃金に入れるという約束がございます。50パーセントといえどもトレンチャーを持っている人は相当ありますので、それから、薬剤散布の関係の機械、防除に対する機械も普及しているようでございますし、ただ、賃金体系で借り受けている人も結構あるかと思えますので、その辺は見直しをかけて、来年からでも結構だと思えます、様々な機械のリースがあるようでございますから、気をつけて、来年に向けて検討していただきたいと思えます。

事務局（赤坂） 長芋の消毒の借り上げですか。

19番（中川原） 消毒。結構ニンニクは、いやニンニクばかりではないピクリンなどでも個人で持たない人は委託してやっているような状況が結構ございます。それから、リンゴの薬剤散布も個人化が多くなって共同体が少なくなっているような状態でございます。それらも、散布してもらっているものについては、あくまでも標準のあれを出した方がいいのかなと私個人は考えてますが、そこら辺も視野を拡げて意見を聴きながら次回に検討していただきたいと思えます。

事務局（赤坂） これは広報にも載せますので、農家の方に広く周知してありまして、これまで、今言われたような作業料金についての問合せもなかったのが今までどおりにしてきたんですけども、今の豊川さんと中川原さんの意見を参考に、来年、会議の方で協議したいと思えます。

14番（北村） 果樹の関係のせん定ですが、8,000円となっておりますけれども、

聞き取りの結果こういうふうになったと思いますが、両者話し合いで決めればいいことなんですが、因みにうちの方であれば11,000円です。ですからそこら辺、よその方のことも聞かせてもらいたいと思うんですが、3,000円も違ったものですからね。

事務局（赤坂） 果樹のせん定は平成22年度までは9,000円だったんですね。23年度からは8,000円に下げてまして、その時に聞いたところでは●●地区はちょっと高めだという話を聞いていました。

議長（岩井） それでは以上の参考意見を来年度の基準として新郷の農業委員会と協議するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 以上で、本日の審議事項はすべて終了しました。これをもって、五戸町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年3月9日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員